

有斐閣法律講演会 2014 「憲法事例問題を対話する」

〔事例〕

1. 日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「国民投票法」という）は、教育者の地位利用による憲法改正国民投票運動を禁止する旨の規定を置いているが（103条2項）、罰則は設けられていない。

201*年、憲法改正をめぐる議論が盛んになり、改憲派と護憲派の主張を均等に取り上げて議論させた中学校社会科の授業が改憲派・護憲派の双方から批判されたり、授業で憲法改正に関して一切触れないよう各公立学校長に通達を発する教育委員会が現れたりする等、教育現場における憲法改正問題の扱いをめぐっても様々な混乱が生じた。憲法改正国民投票運動の自由と公正のいずれを重視すべきか、憲法改正を目指す政党間でも、また憲法改正に反対する政党間でも意見の対立が生じたが、最終的には規制強化を求める声が僅差で多数を占め、教育者の地位利用による憲法改正国民投票運動を処罰する旨の国民投票法改正が成立した（【参考資料1】参照）。

2. XはY県立大学文学部4年生である。憲法改正に反対する学生団体に所属し、積極的な反対運動を展開している。今回の国民投票法の改正に対しても反対の立場を表明していたが、僅差とはいえ改正が成立したことで、Xは危機感を募らせていた。他方、Y県立大学には憲法改正賛成派の学生団体もあり、Xらの団体と対立していた。国民投票法の改正を契機に、両派の対立が学生間の暴力沙汰に発展するのではないかとの観測が広がったこともあって、学内秩序の混乱を危惧したY県立大学は、両派に対して、暴力沙汰を引き起こしたときは懲戒処分にする旨の警告を発するとともに、学内においてビラ等の文書を配布する際は、大学当局の許可を受けるよう両派に文書で約束させた。

ところがその後、ついに憲法改正が発議されるに至る。仲間と議論を重ねているうちに、居ても立ってもいられなくなったXは、大学当局の許可を受けることなく、仲間とともにY県立大学内の校門付近において、憲法改正反対及び国民投票法廃止を呼びかけるビラの配布に及んだ。これに憤った賛成派の学生らが実力でこれを阻止しようとする動きを見せているとの報に接した大学当局は、学内秩序の混乱を防止するため、Xらの活動に直ちに介入し、強制的にビラ配布を中止させる措置をとった。さらに、許可なきビラ配布活動を行い、学校の秩序を乱したとの理由で、Y県立大学学部学則25条、学校教育法11条、同法施行規則26条3項4号に基づき、リーダー格であったXを退学処分にした（【参考資料2】参照）。

3. Y県立大学文学部教授であり日本近現代史を研究しているZは、同学部の専門科目として、「日本現代史における学問と政治」と題する演習を担当している。同演習に参加している文学部生であり、Xの友人でもあるBは、Xに対する処分に憤慨し、演習の一部として、Xを招いた公開シンポジウムを企画したい、とZ教授に申し入れた。Bの考えに賛同したZ教授は、演習使用の名目で大教室の利用を申請し、大学当局の許可を得た。さらに、

「シンポジウム『憲法改正と揺らぐ大学の自治——X 君処分問題を考える』」と題するビラを、B を含む数名のゼミ生に、学内外で配布させた。

シンポジウムには、Y 県立大学の学生だけでなく学外者も多数参加したが、X らと対立する学生団体の構成員 2 名がおとなしく座っていただけで、平穏裡に開催された。同シンポジウムでは、X に対する処分に反対するゼミ生の研究発表が続いたほか、参加者からは憲法改正に反対する趣旨の発言が多くなされ、最後に挨拶した Z 教授が、「今回発議された憲法改正は学問の自由・大学の自治からも危険であり、そのことをわが Y 県立大学の学生がよく理解していることに安心した。まだ投票権を持っていない方も、国民投票の前によく家でご両親などと話しあってみてほしい」と発言した。

Z 教授は、X らと対立する学生団体の通報を受けた Y 県立大学により、地方公務員法 29 条 1 項 1 号及び「教職員は許可なく、大学内で業務外の集会、演説、放送又はこれらに類する行為を行ってはならない」と定める服務規程に反したとして、評議会の議を経て、戒告処分を受けた（【参考資料 3, 4】参照）。さらに、ゼミ生にビラを配布させた行為が、国民投票法 122 条の 2 に該当するとして、起訴された。

〔設問 1〕

あなたが、X に対する退学処分の取消しを求める訴訟及び国賠訴訟において、X の代理人及び弁護士となった場合、どのような憲法上の主張を行うか述べなさい。

そして、Y 県側の反論についてポイントのみを簡潔に述べた上で、あなた自身の見解を述べなさい。

〔設問 2〕

あなたが、Z 教授に対する戒告処分の取消しを求める訴訟及び刑事訴訟において、Z 教授の代理人及び弁護士となった場合、どのような憲法上の主張を行うか述べなさい。

そして、Y 県及び検察側の反論についてポイントのみを簡潔に述べた上で、あなた自身の見解を述べなさい。

【参考資料1】

○日本国憲法の改正手続に関する法律

第122条の2 第103条第2項の規定に違反して国民投票運動をした者は、6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

【参考資料2】

○Y県立大学学部学則

第25条 学生に、本学の規則に違反し又はその本分に反する行為があるときは、学長の命により学部長が懲戒する。懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

○学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○学校教育法施行規則

第26条① 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあっては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。

③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

[以下略]

【参考資料3】

○地方公務員法

（懲戒）

第29条① 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

[以下略]

【参考資料4】

○教育公務員特例法

(懲戒)

第9条① 学長，教員及び部局長は，学長及び教員にあつては評議会，部局長にあつては学長の審査の結果によるのでなければ，懲戒処分を受けることはない。

[以下略]